

長監査第36号
令和4年2月21日

長 泉 町 長 池 田 修 様
長泉町議会議長 井 出 春 彦 様
長 泉 町 教 育 長 石 井 宣 明 様
長泉町農業委員会会长 渡 邇 偉 様

長泉町代表監査委員 村 田 正 志

長 泉 町 監 査 委 員 下 山 和 則

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 3 年度

定期監査報告書

長泉町監査委員

定期監査結果

1 監査対象部局

- ・総務部門
行政課、企画財政課、地域防災課
- ・住民福祉部門
福祉保険課、健康増進課、住民窓口課（南部地区センター）、税務課、長寿介護課
- ・都市環境部門
建設計画課、工事管理課、産業振興課（農業委員会）、暮らし環境課、上下水道課
- ・教育委員会
教育推進課、こども未来課、生涯学習課、学校給食センター
- ・会計課
- ・議会事務局

2 監査の期間

令和4年1月12日から1月27日まで

3 監査の範囲

令和3年4月1日から令和3年11月30日までの財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について

4 監査の方法

監査にあたっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、当該事務事業の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかについて、あらかじめ提出を求めた監査調書を基に担当課長や関係課職員等から説明を聴取し、抽出した諸帳票類等を照査する方法で行った。

5 監査の結果

監査した事務事業については、概ね適正に執行されており指摘事項に該当する事項は認められなかった。

なお、一部において改善等を要する事項が見受けられたので、所要の措置を検討し、改善されるよう要望する。

① 任意団体の事務局（会計）を町職員が務めており補助金申請事務と承認事務が同一部署となっている事例が見受けられた。申請に対する承認等の事務処理に疑義を生じさせる恐れがあり改善されたい。

なお、事務処理上、留意、又は改善すべき軽微な事項については、監査の過程において、その都度、口頭により指導を行ったので記述を省略する。

重点項目については、以下のとおりである。

(1) 予算執行状況

概ね、適正に処理されていた。

(2) 主要な事務、事業の執行状況

概ね、適正に処理されていた。

(3) 契約に関する事務

概ね、適正に処理されていた。

(4) 収入未済の取扱事務

概ね、適正に処理されていた。

(5) 公金の取扱事務

概ね、適正に処理されていた。

(6) 指定管理者制度

概ね、適正に処理されていたが、事業報告における収支決算書の収入の部において年度協定に基づく指定管理料の記載に不備なものがあった。

(7) 監査の指摘・改善・要望事項に対する措置の状況

① 概ね、適正に処理されていたが補助金に関する事務について、補助行為が常態化する場合には、個別に補助要綱を設けるよう一昨年度改善を指示し、全庁的な取り組みの中で、要綱作成が進められているが継続中となっているものもある。早期に必要な要綱を作成されたい。